

平成18年度の献血の推進に 関する計画

平成18年3月17日
厚生労働省告示第131号

目次

前文	1
第1節 平成18年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
(1) 献血に関する普及啓発活動の実施	1
① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
② 献血運動推進全国大会の開催等	
③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催	
④ 献血推進協議会の活用	
(2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項	4
① 献血者が安心して献血できる環境の整備	
② 血液検査による健康管理サービスの充実	
③ 献血者の利便性の向上	
④ まれな血液型の血液の確保	
⑤ 採血基準の在り方の検討	
⑥ 血液製剤の安全性の向上に関する献血の在り方の検討	
(3) その他関係者による取組	5
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	6
(1) 献血推進施策の進ちよく状況等に関する確認・評価	
(2) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	
(3) 災害時等における献血の確保等	

平成18年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき定める平成18年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第207号。以下「基本方針」という。）に基づくものである。

第1節 平成18年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成18年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.1万リットル、赤血球製剤47万リットル、血小板製剤15万リットル、血漿製剤24万リットルであり、それぞれ0.1万リットル、49万リットル、16万リットル、25万リットルが製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、平成18年度には、全血採血により133万リットル及び成分採血により63万リットル（血小板採血32万リットル及び血漿^{しょう}採血31万リットル）の計196万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給（法第3条第2項に規定する国内自給をいう。以下同じ。）を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、国民に対し、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の実情に応じた啓発を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、

都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施するとともに、献血者の健康管理に資することを目的とした血液検査結果の通知等の各種サービスを提供すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、国民に対し、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施するとともに、少子高齢化の進行や変異型クローンフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつこれらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における問診はもとより平素から広報媒体を用いること等により、国民に周知徹底する必要がある。
- ・ これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を行うこととし、これを「献血構造改革」と位置付け、以下の取組を行う。

<若年層を対象とした対策>

- 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、従来から献血推進活動を行っている献血ボランティア等の協力に加え、若年層を中心としたボランティア組織の協力を得ること等により、若年層の献血への理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。
具体的な取組に当たっては、以下に留意する。
 - ・ 全国の若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との機能的な連携を確保する。
 - ・ 各種広報媒体を通じて、国が作成した献血推進キャラクターを効果的に活用する。
- 国は、高校生を対象として、献血について解説した教材等を作成し、都道府県及び市町村と協力して、これらの教材等を有効活用しながら献血への理解を深めるための普及啓発を行う。
また、中学生を対象として、血液への理解を促す資材を作成し、都道府県及び市町村と協力して、これらの資材を有効活用しながら血液及び献血についての正しい知識の普及啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動推進の観点を踏まえつつ献血についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行う組織との有機的な連携を確保する。

- 採血事業者は、その人材や施設を活用しつつ、若年層への正しい知識の普及啓発と協力の確保を図るため、献血に関するセミナーや血液センターの見学会等の開催を推進する。その推進に当たっては、国と連携するとともに都道府県及び市町村の協力を得る。

<企業における献血の推進対策>

- 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、以下の取組を行う。
 - ・ 企業にとっての社会貢献活動の一つとして企業における献血の推進を促すため、献血に協賛する企業を募る。
 - ・ このほか、各血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業との連携強化を図り、企業における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、以下の取組を行う。
 - ・ 血液の在庫が不足した際はもとより、平素からあらかじめ各血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行うことができる体制を構築する。
 - ・ 複数回献血者に対し健康管理のための講演会を行うなど、複数回献血者に対するサービスの向上を図る。
 - ・ 各血液センターに、複数回献血者を中心的な構成員とする献血者のクラブを組織し、情報誌の発行等各種サービスの提供を行うなど、複数回献血者の組織化のための取組を行う。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- 国は、以下の取組を通じ、自ら効果的な献血推進キャンペーン活動を展開するとともに、各種団体、献血に協賛する企業等、献血推進活動を実施しようとする関係者に対し、適切な情報を提供する等の必要な支援を行う。
 - ・ 都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までの期間に「はたちの献血」キャンペーンを実施し、特に必要性が高い400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、ポスター等の必要な資料を作成し、関係者に提供する。また、都道府県及び採血事業者においても、必要な資料を作成し、関係者に提供する。
 - ・ 様々な広報媒体を活用して献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。
 - ・ 都道府県献血推進計画の策定に技術的支援を行うとともに、計画の達成に向けた進捗よく状況等を把握し必要な助言を行う。
- 都道府県及び市町村は、様々な広報媒体を活用し、採血事業者の協力を得

て、献血の推進に関する資料を関係者や住民に提供すること等により、住民に献血への理解と協力を呼びかけることが必要である。例えば、献血の必要性に関する教育及び啓発資料の作成、広報媒体等を活用した献血場所の周知、献血未経験者が参加しやすいイベントの開催等が挙げられる。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催する。
- ・ 国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、10月に献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、献血推進協議会を設置することが重要であり、血液事業の問題点等を提示するなどして、定期的を開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。
- ・ 献血推進協議会には、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募る。
- ・ 都道府県及び市町村は、このような献血推進協議会を活用することにより、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定を始めとして、献血に関する教育及び啓発を検討し、民間の献血推進組織の育成等を行うことが必要である。

(2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項

① 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 平成17年12月に「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」報告書が取りまとめられ、献血者が安心して献血できる環境整備のため、国の適切な関与の下で採血事業者を実施主体とする献血による健康被害に対する救済制度の創設等の提言がなされた。
- ・ 採血事業者は、献血者が安心して献血できる環境を整備する必要がある、この報告書に沿って、平成18年度中の新たな救済制度の創設に向け、採血業務の運用・管理の見直し、体制整備等を図る。
- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬよう特に留意する必要がある。また、献血者の要望を把握し、これを踏まえて、献血受入体制の改善に努める。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援するなどして、

安心して献血を行うことができる制度基盤を確立することが重要である。

② 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、生化学検査等献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者が希望する場合は、その結果を通知する。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実は、自発的な無償供血に矛盾するものではなく、献血の推進に有効であることから、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

③ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、立地条件等を十分考慮して採血所を設置するとともに、効率的に採血を行うため、移動採血車による採血等、献血者の利便性に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、採血事業者による献血の受入れが円滑に行われるよう、献血場所の確保等に関し、必要な措置を講ずることが重要である。

④ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

⑤ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。

⑥ 血液製剤の安全性の向上に関する献血の在り方の検討

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携して、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的献血の防止のための措置を講ずるなど、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

(3) その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血推進施策の進ちよく状況等に関する確認・評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、血液事業の担当者が協議する会議を開催し、献血推進のための施策の進ちよく状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行うことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について都道府県、市町村及び民間の献血推進組織等と認識を共有するとともに、必要な措置を講ずる。

(2) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき早急に所要の対策を講ずることが重要である。

(3) 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時において、製造販売業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。
- ・ 採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する。

平成18年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）

平成18年 3月30日
厚生労働省告示第195号

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第3条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第25条第1項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 アルブミン 加熱人血漿たん白及び人血清アルブミン
- 2 組織接着剤 フィブリノゲン加第XIII因子及びフィブリノゲン配合剤
- 3 血液凝固第VIII因子 乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子及び遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子
- 4 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（国内で製造されるものに限る。）及び乾燥濃縮人血液凝固第IX因子
- 5 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子
- 6 トロンビン トロンビン（人由来のものに限る。）
- 7 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH4 処理酸性人免疫グロブリン、乾燥 pH4 処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
- 8 抗HBs人免疫グロブリン 抗HBs人免疫グロブリン、乾燥抗HBs人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
- 9 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

第1 平成18年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

平成18年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第1のとおりとする。

第2 平成18年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第1及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成18年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第2のとおりとする。

第3 平成18年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第2を踏まえ、平成18年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、93万リットルとする。

第4 平成18年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

平成18年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第3のとおりとする。

第5 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

1 原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第4に掲げる種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。

- 1 原料血漿の標準価格は、(1)から(5)までに掲げる原料血漿の種類ご

とに、それぞれ(1)から(5)までに定めるとおりとする。

(1) 凝固因子製剤用	13,150円/L
(2) その他の分画用	11,980円/L
(3) PⅡ+Ⅲペースト	50,590円/kg
(4) PⅣ-1ペースト	15,210円/kg
(5) PⅣ-4ペースト	15,910円/kg

2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

(1) 財団法人化学及血清療法研究所

イ 凝固因子製剤用	23万L
ロ その他の分画用	5万L

(2) 日本製薬株式会社

イ その他の分画用	13万L
ロ PⅡ+Ⅲペースト	6万L相当

(3) 株式会社ベネシス

イ 凝固因子製剤用	0.3万L
ロ その他の分画用	23.7万L
ハ PⅣ-1ペースト	26万L相当
ニ PⅣ-4ペースト	15万L相当

(注)

1 「凝固因子製剤用」とは、採血後6時間又は8時間以内に凍結させた原料血漿であって、血液凝固第Ⅷ因子を含むすべての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

「その他の分画用」とは、採血後6時間又は8時間以上経過した後に凍結させた原料血漿又は凝固因子製剤用から血液凝固第Ⅷ因子を取り出して生じるもの(脱クリオ分画用プラズマ)であって、血液凝固第Ⅷ因子以外の血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 血液製剤の安定供給の確保のために望ましい在庫について

平成13年3月に、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子の出荷一時停止等の問題が生じたことを踏まえ、このような緊急事態に対応できるよう製造販売業者等は一定量の在庫を保有することが望ましい。

別表第一 平成18年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	需要見込量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	3,255,500
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	2,500
組織接着剤	c m ²	9,308,100
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	328,900
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	36,400
インヒビター製剤	延人数	10,000
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第Ⅹ因子	1瓶	137,300
トロンビン	10000単位 1瓶	29,800
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,315,400
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	23,700
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	9,000
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	75,200
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	387,800
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	300
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	43,900
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	630

(注)

- 平成14年度から平成16年度の供給実績及び平成17年度の間の実績から計算した平均伸び率を基準に、平成18年度の供給見込量を算出し、需要見込量とした。

別表第二 平成18年度に製造・輸入されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造・輸入目標量			17年度末 在庫量（ 見込）	供給可能 量
		国内血 漿由来	輸入血 漿由来	計		
アルブミン	25%50ml 1瓶	1,866,500	1,486,500	3,353,100	644,900	3,998,000
乾燥人フィブリノゲン	1gl 瓶	3,100	0	3,100	600	3,800
組織接着剤	c m ²	4,250,000	5,331,500	9,581,500	4,319,100	13,900,600
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	129,700	210,100	339,700	69,500	409,300
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	37,500	0	37,500	9,200	46,700
インヒビター製剤	延人数	0	12,300	12,300	8,300	20,600
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0	160,400	160,400	29,800	190,200
トロンビン	10000単位 1瓶	29,600	0	29,600	42,100	71,700
人免疫グロブリン	2.5gl 瓶	1,359,900	130,900	1,490,800	355,500	1,846,300
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	600	21,200	21,800	14,300	36,100
乾燥抗D（Rh ₀ ）人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0	7,000	7,000	9,400	16,400
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0	113,800	113,800	49,300	163,100
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	328,600	12,000	340,600	86,600	427,200
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	300	0	300	300	600
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	41,200	0	41,200	3,600	44,800
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	0	0	0	820	820

(注)

1. 「17年度末在庫量（見込）」及び「供給可能量」の表は、参考である。
2. 本表に記載する数量は、端数を四捨五入したものであるため、各欄の数値の合計は必ずしも計欄の数値と一致しない。

別表第三 平成18年度に原料血漿^{しょう}から製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	1,866,500
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,100
組織接着剤	cm ²	4,250,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	129,700
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	37,500
インヒビター製剤	延人数	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0
トロンビン	10000単位 1瓶	29,600
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,359,900
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	600
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	328,600
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	300
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	41,200
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	0